

3 町並み景観の保全・修景

3・1 祇園町南側地区景観協定

祇園町南側地区景観協定

協定締結 平成 11 年 5 月 26 日

改 正 平成 15 年 5 月 21 日

改 正 平成 18 年 5 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この協定は、豊かな文化と歴史的な町並み景観を有する京都市祇園町南側地区において、建築物、工作物、自然物及びその敷地（以下「建築物等」という。）の整備に関する事項を協定し、町並み景観の保全改善を図り、生活・営業環境や地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協定は、祇園町南側地区景観協定（以下「景観協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第 3 条 この景観協定は、祇園町南側地区協議会（以下「協議会」という。）の総会の議決により締結する。

(協定の変更)

第 4 条 この景観協定に関わる建築物等の整備に関する事項を変更しようとするときは、協議会の総会の議決によらなければならない。

(協定の地域)

第 5 条 景観協定の地域は、京都市東山区祇園町南側の花見町、八坂町、花町、有楽町及び新有楽町の全域、並びに南側町及び万壽町の 2 町内の一部地域とし、別紙に示す区域とする。

(建築物、工作物の整備に関する事項)

第 6 条 建築物、工作物の新築、改築、増築及び移転をする場合、又は建築物、工作物の外観に係わる修繕、模様替え、色彩の変更をする場合は、次の各号に定める基準に適合すること。

(1) 京都市市街地景観整備条例に定める「祇園町南歴史的景観保全修景地区」（以下「保全修景地区」という。）の地域は、「祇園町南歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」に定める基準に適合すること。なお、保全修景地区外の地域についても、保全修景地区の建造物等に関する基準を尊重すること。

(2) 京都市都市計画「祇園町南側地区」地区計画に定める地区計画基準に適合すること。

(3) 保全修景地区内において、建築物の新築、改築、増築等の建築行為を行う場合は、「京都市伝統的景観保全に係わる防火上の措置に関する条例」に基づく「伝統的な建築物」の認定を受けた建築物等とすること。

(4) 工作物の内、自動販売機、軒先テントに関しては、第 8 条に定める基準に適合すること。

(道路に面した壁、壁面の造作)

第 6 条の 2 道路に面した壁面及び塀は次の基準を遵守すること。

- (1) 道路に面した高塀、出格子、物見窓、張り出し二階の造作、二階手摺などの外観に関する意匠は、協議会にて定める基準及び意匠事例を遵守すること。また、外観に係わる個所には、伝統的な建材を用いること。
- (2) 外観を土壁仕上げにする場合は、可能な限り伝統的工法の土壁とすること。それができない場合は、土壁風とすること。

(道路に面する建築設備)

第6条の3 道路に面して設ける空調施設の室外機、排煙施設などの建築設備は、道路から見えない所に設置するか、又は格子などにより目隠しをするなど修景措置を施し、町並み景観に調和させること。

(屋根の造作)

第6条の4 屋根は、銀いぶし日本瓦葺き、若しくは銅版葺きとすること。

(屋外広告物に関する事項)

第7条 看板、照明等の屋外広告物並びに暖簾などを掲出する場合は、自家用に限定し、次の各号に定める基準を原則とすること。ただし、祇園甲部歌舞会主催の都をどり、温習会等のアーチ看板、ぼんぼり等の広告物及び町内会主催の行事の広告物は除く。

- (1) 町並み景観を損なわない形状・規模とし、2階以上の壁面に設けないこと。
- (2) 看板に用いる色彩は黒色、落ち着いた茶系色、又は白色のいずれかとすること。
- (3) 1階の底上に設置する看板は木製とすること。
- (4) 袖看板は建物に直接取り付けることを原則とし、長い腕木等を用いないこと。
- (5) 看板や表札等の照明は白熱灯、又はこれと同等の色合いの照明光を用いることとし、点滅式でないこと。
- (6) たて看板、のぼりの類は掲出しないこと。

(自動販売機等に関する事項)

第8条 自動販売機を設置する場合は、次の各号に定める基準を原則とすること。

- (1) 自動販売機の側面を覆うことを基本とし、建築物との一体感を保つこと。
- (2) 自動販売機の色は、周囲の景観に調和し、落ち着いた色彩とすることとし、広告の掲示は自粛すること。
- (3) 軒先テントは設置しないこと。

(道路に面する空地に関する事項)

第9条 道路に面して空地を設ける場合は、和風の高い塀・柵等を設けて町並み景観の連続性に配慮すること。

(建築物等の維持管理に関する事項)

第10条 第6条から第9条までに規定する整備内容で整備されている建築物等にあつては、その整備内容が保持されるよう維持管理に努めることとし、それ以外の建築物にあつては、同整備内容を目標として、改善に努めること。

(協定の運営)

第11条 景観協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協議会役員の互選によって選出された委員12名以上をもって組織する。

(建築行為等に関する届け出・協議)

第12条 第5条の区域内において、町並み景観の変更をもたらすような、第6条から第9条までに規定する行為をしようとする場合にあっては、行政への申請が必要な行為については、申請を提出する前に、行政への申請が不必要な行為については、工事若しくは工作物を設置しようとする30日前までに、委員会の定める「外観に係わる行為概要届出書」を、設計図面等の関係資料を添えて委員会に提出し、事前協議を行い、承認を得なければならない。

2 建築主又は建造主は、当該建築について建築確認申請が必要な場合は、京都市都市計画局に所属する建築主事に申請書を提出して建築確認を受け、確認証書の交付を受けなければならない。

3 建築物の外観変更をする場合、建築主又は建造主は、工事人立会いのもと、委員会による中間検査並びに工事完了検査を受けなければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第13条 第12条に定める承認を得ずに行為に着手した場合、若しくは第12条により承認された内容に違反した行為を行った場合、委員会は当該建築主又は建造主に行為の是正を求めることができる。

(委員会の役員)

第14条 委員会に次の役員を置く。また、必要に応じて顧問を置くことができる。

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 委員 | 10名以上 |

(委員の任期)

第15条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協定の有効期間)

第16条 協定の有効期間は、制定又は改正された時期から12年とし、協議会の総会の廃止決議がない限り、12年間を繰り返し延長するものとする。

(委任)

第17条 この協定に規定するもののほか、協定の運営に関して必要な事項は、委員会にて定める。

(付則)

本改正協定は、平成18年5月17日から施行する。